



「新型コロナ関連の持続化給付金」の不正受給 を持ちかける手口にご注意！

＜相談事例＞

知人から個人事業主ではないのに「持続化給付金」の申請が可能だと誘われ、了承し、代行して申請を行ってくれた。しかし、実際に受給すれば不正受給にあたると思い、申請を取り下げたい。（20代男性）

●受給資格がない人に持続化給付金の不正受給を持ちかける誘いには絶対に乗らないでください。

持続化給付金は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入の減少した中小企業や個人事業主に対して支払われます。事業を行っておらず受給資格がないサラリーマンや学生、無職の人が自身を事業者と偽って申請をすることは犯罪行為にあたります。

SNSを通じて誘われた事例のほか、友人や知人から誘いを受ける事例も見られます。不正受給は罪に問われる可能性が高いため、たとえ友人からの誘いであっても、きっぱりと断りましょう。

●不審に思ったりトラブルにあった場合は消費生活センターに相談しましょう。

持続化給付金の不正受給を持ちかける悪質な誘いや、実際に持続化給付金を不正に受け取ってしまった場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。消費生活相談員が今後の対応について助言します。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
予約電話および電話での相談は、戸畑相談窓口☎861-0999へ。
消費者ホットライン☎188い や や（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）

